分解促進剤 第 38.15 項

ዹ 貨物概要

タブレット状で硫酸カリウム、微量の硫酸銅、二酸化チタンからなる分解促進剤。 窒素の定量法であるケルダール法に用いられ、添加することにより、分解初期の反応 をコントロールし、また、分解に要する時間を短縮する。

→ 分類

関税率表第 3815.90 号 - 3 (統計番号 3815.90-390)の反応促進剤

→ 分類理由

ケルダール法における分解の主剤は硫酸であり、本品に含まれる硫酸カリウム、硫酸銅及び二酸化チタンは、分解反応を促進するための添加剤(助剤)であることから、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況 によります(関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)